



Title	現代の財務諸表監査における内部統制
Author(s)	栗濱, 竜一郎
Citation	経済學研究, 48(3), 202-215
Issue Date	1999-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32133
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(3)_P202-215.pdf



現代の財務諸表監査における内部統制

栗 濱 竜一郎*

I はじめに

財務諸表監査は財務諸表利用者をサポートする社会システムとして重要な役割を担っており、資本市場に参加している関係者が自己責任の原則を貫くための市場機能の有効性を確保するための不可欠なインフラである。財務諸表監査は、財務諸表利用者が合理的な意思決定を行えるように支援し、企業と財務諸表利用者とのコミュニケーションを円滑にするという機能を担っている。なぜなら財務諸表監査は、財務諸表の信頼性の程度を合理的に保証するからである。

ところで近年、社会情勢や経済状況の変化につれて、企業を取り巻く環境が大きく変化し、それに対応しきれない企業の不正・倒産が多発し、社会的な問題になっている。その中でも、企業の不正・倒産に不正な財務報告や重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬が関係していたことは、財務諸表利用者をはじめとする社会一般に監査の失敗の可能性を印象づけることになったのである。

こうした事実を背景に、財務諸表監査はどうあるべきかを考え直す必要がある。そこで、監査人が不正の発見および防止という問題を取り扱う場合には、内部統制(internal control)という1つの重要な概念が取り上げられ、検討されなければならないのである。なぜなら、財務諸表監査は、被監査会社の内部統制の整備・運用状況に大きく左右される仕組みとなっているからである。すなわち、内部統制の評価は財務諸表監査の有効性と効率性に直接影響を与えるものなのである。また、監査人は重要な虚偽記載

をもたらす不正・誤謬を発見および防止するためのより効果的な監査を思考する際に、被監査会社の内部統制の有効性を評価することを考えていくのである。そして、監査人が内部統制の有効性を評価することによって、被監査会社に内在している重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬の可能性を把握することができるのである。したがって、内部統制は今まで以上に財務諸表監査の中で重要な要因であるので、内部統制の位置づけについての考察と内部統制の有効性についての監査人の評価に関する問題は重要であると考えられる。

本稿では、以上のような観点から、現代の財務諸表監査における内部統制を考察してきたい。

II 監査に対する社会の動向

過去において、制度としての財務諸表監査は、財務諸表監査がおかれている社会・経済状況と、その効果を考慮した財務諸表利用者をはじめとする社会一般からの要求・役割期待に応じて変革を強いられてきたのである。その中でも、制度としての財務諸表監査の軸を担っている監査基準や監査上の概念というものは、それらが発表されると、社会一般がその効果を考慮して見直しが図られるという構図が見えてくる。とくに、1970年以降、監査論ないし財務諸表監査において重要な問題として認識された

* 日本学術振興会特別研究員。

「期待ギャップ(expectation gap)¹⁾」は、制度としての財務諸表監査に大きなインパクトを与えているのである。期待ギャップ問題は、周知のように、財務諸表利用者および社会一般の財務諸表監査に対する期待と財務諸表監査の役割に対する監査人の認識との間にギャップがあるという問題である。また、様々な企業の不正や倒産などの経営の失敗に不正な財務報告や虚偽記載が関わっていたことは、財務諸表利用者をはじめとする社会一般に対して監査の失敗の可能性を印象づけることになったのである。そして、財務諸表利用者は、本来ならば企業の不正

や倒産は経営者の責任であるにも関わらず、被監査会社を監査した監査人を訴えれば金が取れる相手として、損害賠償請求訴訟が起こされるようになった。しかも、その多くが監査人の敗訴に終わり、監査の失敗が社会的に問題とされるようになったのである。その後も、企業の不正や倒産などの経営の失敗は、監査の失敗と認識され、監査人を訴えれば金が取れる相手すなわちdeep pocket²⁾の考えが定着し、監査人側はその対応に苦慮したのである。

とりわけ、一般に財務諸表利用者および社会一般は、監査人に対して以下のようなことをすべきであるとしている³⁾。

(1)不正(fraud)や違法行為(illegal acts)の発見や報告に関してもっと責任をとるべきであると考えていること。

のギャップを「認識ギャップ」と捉えたほうが、今後制度としての財務諸表監査および監査人の役割を考察するにあって適切であると思われる。

また、「期待ギャップ」という場合、一般的に監査人と財務諸表利用者との間の乖離だけに焦点を当てて議論されているが、実際には監査人と経営者(被監査会社)との間にも「期待ギャップ」すなわち「認識ギャップ」は存在しているのである。つまり、監査人による財務諸表監査に対する役割認識と経営者が認識(たとえば、助言・指導など)する監査人の役割との間のギャップである。監査人と財務諸表利用者ないし経営者との間の認識ギャップを埋めるように監査人が積極的に関与しなければ、経営者と財務諸表利用者をはじめとする社会一般を正しく結ぶことはできない。したがって、監査人の役割を中心に捉えながら、監査人と財務諸表利用者をはじめとする社会一般ないし経営者との間のギャップ解消を考えていかなければならないであろう。

2) deep pocketは、監査人は財務諸表利用者のために監査をしているという考えから、財務諸表利用者が監査人および監査法人を保険とみなした考え方なのである。訴えれば金が取れる相手として監査人を位置づけたのであった。訴訟の際に、原告側(財務諸表利用者側)の弁護士に一番問題とされたのは、企業のgoing-concernの問題であり、この問題が根底にあったのである。監査人は被監査会社の状況を一番把握できる立場にいと考えられ、監査人は財務諸表利用者のために情報提供をするのは当然であるとみなされていたのである。

3) Guy, Dan M. and Sullivan, Jerry D. (1988), pp. 37-38.

1) 期待ギャップ(expectation gap)の問題は、1978年コーエン委員会によって、その存在が指摘されたのである。ここで、期待ギャップというものは、財務諸表利用者が、監査人が現実に行っている監査以上のものを期待していることを指し、財務諸表利用者が監査機能に期待しているから生じるギャップのことである。しかしながら、財務諸表利用者が財務諸表監査制度の存在や監査人の役割は認知しているのがあるが、財務諸表監査や監査人の役割に対して期待していないというギャップも存在していると思われる。また、「公共の番犬(public watchdog)」である監査人と財務諸表利用者をはじめとする社会一般との間の信頼関係の低下は、不正の発見および防止という新たな役割に対する期待からの失望だけではなく、監査人が本来果たすべき役割を果たしていないのではないかという認識に基づくギャップも考慮に入れなければならないであろう。これらことを考慮に入れて考えていくと、「期待ギャップ」というよりは「認識ギャップ」と捉えたほうが、監査人自らが本来の役割の再認識し、本来の姿で社会に貢献できるのではないだろうか。すなわち、現実に監査人が担っている役割と社会などが認識している財務諸表監査との乖離を解消するためには、財務諸表利用者および社会一般の過剰な期待や過小な期待に対して教育・啓蒙とともに、監査人側からの現状の認識と監査職能の拡大が必要であるからである。このように考えていくと、結局、社会一般が監査や監査人の役割に対してどのように認識しているかにせよ、財務諸表利用者をはじめとする社会一般に対して監査人側から本来果たすべき役割を十分に果たし、積極的に理解を求めて行かない限りは、財務諸表監査の存在意義が危うくなると思われる。監査人は、期待ギャップだけに焦点を当てるだけでなく、期待していないギャップと本来果たすべき役割にも焦点を当てなければいけないと考えられる。そこで、今後、財務諸表利用者および社会一般との認識と財務諸表監査の役割に対する監査人の認識との間

(2)監査の有効性を改善すること一つまり、重要な虚偽記載の発見を改善すること。

(3)財務諸表利用者に監査プロセスの性質と結果についてより有用な情報を伝達すること—事業の失敗の可能性についての早期警告を含むこと。

(4)監査委員会や財務報告の信頼性に関係ある者および責任者より明瞭な形でコミュニケーションすること。

このような財務諸表利用者をはじめとする社会一般の期待と財務諸表監査の役割に対する監査人の認識との間の期待ギャップが生じる最大の要因というのは、企業の不正に対する監査人の責任であるといえる。従来の財務諸表監査⁴⁾においては、不正の発見および予防は第1義的目的ではなかった。財務諸表が一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財政状態および経営成績を適正に表示しているかどうかについて専門家としての意見を表明することを目的としていた。この目的は、今でも一貫して変わっていないのであるが、従来の財務諸表監査においては、不正の発見および防止に対する監査人の責任は曖昧に扱われ、不正の発見および防止は2次的なものと捉えられていた。本来、「適正に表示している」と「重要な虚偽記載が存在しない」というのは、表裏一体であるにも関わらず、不正の発見および防止に対する監査人の責任は、2次的なものと扱われることによって、監査人の責任の限定化が結果的に行われていたのであった。しかし、財務諸表利用者をはじめとする社会一般の期待・要請によって、もはや不正の発見および防止に対する監査人の責任の限定化は通用しない状態になったのである。

財務諸表監査は、制度としての財務諸表監査がおかれている社会・経済状況と、そこにおける財務諸表監査の効果を考慮して帰納的に導か

れてくる財務諸表監査への要求や目的・役割期待によってはじめて決定され、変化していくものである。したがって、財務諸表利用者をはじめとする社会一般が監査人に最も期待する不正の発見および予防の問題によって、財務諸表監査の変化が引き起こされたのである。すなわち、監査人は社会的な役割を担うために、古くて新しい課題である不正の発見および予防を改めて認識し、監査人の役割としてその責任の一端を担う方向を選択したのである。

そこで、現代の財務諸表監査では、「財務諸表は企業の財政状態および経営成績を適正に表示している」、換言すれば「財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽記載⁵⁾は存在しない」ことを保証するものとされており、これを保証することに関して監査人は責任を負うべきであると考えている。このため、被監査会社の財務諸表が適正に表示されていることを監査人が保証する際には、財務諸表に重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬の存在にも留意しなければならないのである。監査人は、被監査会社が公表する財務諸表に関連する重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬が存在しているリスクを探索していくというアプローチを採用したのである。すなわち、古くて新しい課題である不正の発見および予防の問題に監査人が責任を負うためには、従来の財務諸表監査のアプローチからリスク重視のアプローチへと、財務諸表監査の質的な変化が行われなければならないのであったのである。この質的変化によるアプローチは、財務諸表利用者

5) 社会通念的には不正・誤謬の問題は、どんなに金額が僅少であっても許されない問題なのである。しかしながら、財務諸表監査は財務諸表利用者の経済的意思決定に影響を及ぼさない程度によって、監査人が専門的判断を下すものであるから、金額が僅少な不正・誤謬は取り扱わないのである。すなわち、不正・誤謬の程度が財務諸表利用者の意思決定に影響を与えるほど重要であるかどうかという影響力によって決定されるのである。その際、その影響力を質的(性質)重要性と量的(金額)重要性の両方から検討されるが、まずはじめに量的重要性から考慮されるのが一般的である。

4) 内部統制を前提として監査を実施していた監査を本稿では、従来の財務諸表監査としておく。

をはじめとする社会一般の期待・要請に応え(期待ギャップ解消)、かつ従来の財務諸表監査アプローチでは発見できない重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬が発生するリスクを発見する監査人の責任のために思考されたものである。このアプローチは、一般にリスク・アプローチ(risk-based audit)と呼ばれている。

ところで、監査人が財務諸表利用者をはじめとする社会一般の期待・要請に応え、財務諸表監査の軸である監査基準や監査上の概念の見直しを図り、監査の失敗・期待ギャップを解消し、とくに不正の発見および防止の問題を取り扱う場合には、内部統制という1つの重要な概念が取り上げられ、検討されなければならないのである⁶⁾。監査人は重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬を発見および防止するためのより効果的な監査を思考する際に、被監査会社の内部統制の有効性を理解・評価することを考えていくのである。財務諸表監査における内部統制は内部統制という1つの概念だけの変化として捉えるのではなく、財務諸表監査の変化とともに変化していくものと捉えることが重要である。

もちろん、内部統制は財務諸表監査において古くから検討されている概念であり、被監査会社の内部統制を評価することは、財務諸表監査において重要な考慮事項である。しかしながら、財務諸表利用者をはじめとする社会一般の期待・要請によって、制度としての財務諸表監査の変化が生じる。それに伴って、財務諸表監査における内部統制概念は変化し、監査人による内部統制の評価は試査の範囲を決定するという技術的な位置づけではなく、もっと根本的な問題として、監査人が財務諸表監査を有効に実施するうえでの鳥瞰図としての位置づけから見べきものである。内部統制は、今まで以上に

監査の中で重要な一要因と考えられる。

また、財務諸表監査に関する監査人の認識と財務諸表利用者をはじめとする社会一般の期待との間のギャップを埋めるためにも、内部統制の位置づけの考察と監査人が行う内部統制の評価に関する問題は重要であると考えられる。

Ⅲ 従来の財務諸表監査における内部統制の位置づけ

監査と内部統制との出会いは、事業体が事業体内の不正や誤謬を未然に防止し、業務の正確な遂行を保証することを目的として設定した内部牽制の登場がきっかけとなっている⁷⁾。内部牽制とは、業務や取引のはじめから完了までに至るすべての手続を一人の者に完全に任せるのではなく、適切な権限と責任をもとに複数の者に分担させ、相互にチェックさせることによってその業務や取引が正確に行われることを保証し、不正や誤謬を未然に発見または防止しようするという仕組みである。内部統制は、この内部牽制の考え方を基礎として設定されている。財務諸表監査は被監査会社の内部統制を十分に考慮しながら計画され、そして実施されるのである。

財務諸表監査における内部統制の位置づけは、財務諸表利用者をはじめとする社会一般の期待・要請である重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬の発見および防止という側面によって、変化したと考えられる。

内部統制を前提として監査を実施していた従来の財務諸表監査における内部統制の位置づけと、財務諸表に含まれる重要な虚偽記載を看過することなく有効かつ効率的な監査を実施できるように思考された現代の財務諸表監査における内部統制の位置づけとの違いを明らかにするために、本章ではまず、従来の財務諸表監査における内部統制の位置づけについて検討する。

6) 内部統制は監査基準の改正の際、または監査の失敗や期待ギャップ解消への勧告を行ったコーエン委員会やトレッドウェイ委員会のなかで、共通して取り上げられ、再認識されている重要な概念である。

7) 山浦久司 (1995) を参照。

以下では、つぎの3つの観点から考察する。すなわち、第1に、監査人による内部統制の評価範囲、第2に、内部統制の評価と重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬との関係、第3に、内部統制の評価と財務諸表監査との関係である。

(1) 監査人による内部統制の評価範囲

財務諸表監査においては、内部統制をどこまで評価するかは監査人にとって大きな問題である。内部統制が、内部牽制だけの段階、あるいは、それが主に会計事項に関連しており、内部牽制と内部監査だけから構成されていた段階においては、その評価範囲は監査人の責任や監査計画の観点からあまり問題になっていなかった。しかしながら、企業規模の拡大と発展に伴って、内部統制の役割が資産を保全し、会計資料の信頼性と正確性を確かめ、経営の効率を促進し、さらには、定められた経営方針の遵守を図る上で役立つ経営管理の手段として認識されるにつれて、内部統制は広義に定義されることになった。

内部統制についてのこうした認識は、財務諸表監査を実施する際に依拠すべきものとしては、その範囲が広すぎると考えられた。なぜなら、時間研究や動作研究などのように、財務諸表の適正性に直接関係しない統制が含まれているからである。そこで、内部統制を会計統制と経営統制とに区分して、財務諸表監査において監査人が調査・評価すべき範囲を、会計統制に限定したのである。しかし、たとえば資産の保全のように、会計統制と経営統制の両方に関係している部分もあり、両者を明確に区分することは難しい場合がある。そこで、経営統制のうち財務諸表の信頼性に関係する部分と会計統制を合わせた内部会計統制という概念を設定し、これを調査・評価をするものとしたのである。中でもとくに、統制手続に調査・評価の重点が置かれることになった。統制手続とは、特定の企業目的が達成されることについて合理的な保

証を提供するように経営者が業務遂行のために設定した、権限の付与と承認の手続きや業務相互の照合やチェック等の方針や手続のことである⁸⁾。内部統制に依拠して実施していた従来の財務諸表監査における内部統制の評価範囲は、以上のように把握できるであろう。

(2) 内部統制の評価と重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬

監査人は、内部統制の機能を、不正および誤謬が合理的に発見されることの保証を与えるものであると考えていた。また、財務諸表監査において重要な虚偽記載を看過してはならないという考え方は存在していたのであるが、不正および誤謬は、企業が設定する内部統制によって発見または防止されることが期待されていた。このような考え方から、監査人は、不正および誤謬の発見に対して第1義的な責任を負うものではなく、財務諸表が一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠しているかどうかを確かめ、それが「企業の財政状態および経営成績を適正に表示している」という適正性に関する意見を表明するだけでよいと考えていたのである。とくに、経営者は誠実であるということが所与のものとされており、監査上経営者不正はほとんど考慮されていなかったといえるのである。つまり、不正に関しては従業員によるものが中心であり、それらは経営者が設定する内部統制によって発見されるものと考えられていたのである。したがって、内部統制の評価に際しては、従業員による不正を適切に発見または防止できるものであるかどうかだけを考慮すればよかったのである。

(3) 内部統制の評価と財務諸表監査

従来の財務諸表監査は、内部統制の信頼性に全面的に依拠して試査によって行われるところ

8) 詳しくは、AICPA SAS No. 55, para. 10を参照のこと。

に大きな特徴があった。このため、監査人は、内部統制を監査を実施するための前提事項として考え、その整備・運用状況を評価する必要があるためである。従来の財務諸表監査における内部統制の調査および評価は試査の範囲を決定することに主眼がおかれていたと考えられるのである。つまり、従来の財務諸表監査は、まず内部統制の信頼性を評価し、その結果に基づいて試査の範囲を決定するという手順で実施されるものであるということを意味している。すなわち、従来の財務諸表監査では、内部統制の評価はあくまでも試査の範囲を決定するために実施されていたものであり、監査意見の基礎となる直接証拠の入手ということは意図されていなかったものである。内部統制は、財務諸表監査において状況証拠や間接証拠として位置づけられていたのである。

また、従来の内部統制の調査および評価は、内部統制に全面的に依拠して試査によって監査を実施できるかどうかを決定するためのものであったといえる。つまり、監査人は被監査会社の内部統制に依拠してはじめて監査が実施可能であると考えていたのである。被監査会社の内部統制が整備されていることが前提であった。したがって、内部統制が整備されていない場合には、監査の受入体制が整っていないと判断され、監査が実施できないというのが基本的な考え方であった。そして、監査とは別のコンサルティング活動によって内部統制を整備させてから監査契約を締結して、監査を実施していたのである。

従来の財務諸表監査では、初度監査（はじめて監査人が監査を担当すること）の際に詳細に内部統制を調査・評価し、次期以後の監査においては、内部統制に重要な変更がある場合に限って、追加的な評価を行っていた。このため内部統制に重大な影響を与える環境変化が生じている場合でも、内部統制自体に変更がなければ、当該環境による影響が考慮されることはなかったという点に注意すべきであろう。

以上の3つの観点から、従来の財務諸表監査における内部統制は、(1)内部統制の評価範囲として内部会計統制、中でもとくに統制手続に評価の重点が置かれていたこと、(2)不正および誤謬は内部統制によって発見または防止されることが期待されており、監査人はその発見には第1義的な責任を負わないと考えていたこと、とくに経営者は誠実であるということが所与と考えられており、経営者不正はほとんど考慮されておらず、従業員による不正の発見または防止だけを考慮していたこと、(3)内部統制は監査実施の際の前提事項として考えられており、内部統制の評価は、試査の範囲を決定することに主眼がおかれていたこと、そしてあくまでも試査の範囲の決定のために考えられていたことにより、内部統制のもつ証拠機能を状況証拠や間接証拠として意図していたこと、を念頭に置いた位置づけがなされている。

Ⅳ 現代の財務諸表監査における内部統制の位置づけ

財務諸表監査は、企業が提供する財務諸表について、当該企業から独立した立場である監査人がその信頼性を保証することによって、財務諸表利用者が合理的な意思決定を行えるようにするものである。その意味で、財務諸表監査は財務諸表利用者をサポートする社会システムとして重要な役割を担っているといえる。

ところで近年、社会・経済状況の変化につれて、企業を取り巻く環境が大きく変化し、それに対応しきれない企業による不祥事が多発し、社会的な問題となっている。その中でも、企業による不祥事に不正な財務報告や重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬が関係していたことは、財務諸表利用者をはじめとする社会一般に監査の失敗の可能性を印象づけることになり、社会システムとしての監査に批判が生じたのである。

しかし、従来の財務諸表監査は、こうした財

務諸表利用者をはじめとする社会一般の批判に十分に应えていないと指摘された。このため、重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬が存在しているリスクを探索していくというアプローチを採用したのである。このアプローチは、一般にリスク・アプローチと呼ばれているものである。すなわち、現代の財務諸表監査は、監査人が重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬が発生するリスクを発見するために思考されたものである。

リスク・アプローチにもとづく現代の財務諸表監査は、重要な虚偽記載が存在していないことを基本要証命題とするものである。そして、前章で見たような従来の財務諸表監査における内部統制の位置づけでは、経営者不正には対応できなかった。そこで現代の財務諸表監査では、内部統制の評価範囲が拡大されることになったのである。

以下本章では前章の議論を踏まえたうえで、現代の財務諸表監査における内部統制の位置づけを明らかにしていく。

(1) 監査人による内部統制の評価範囲

従来の財務諸表監査においては、内部会計統制、中でもとくに、統制手続の評価に重点が置かれていた。これに対して、現代の財務諸表監査における内部統制の評価範囲は、財務諸表利用者の期待に応えるために、より広く捉えなければならなくなった。具体的には、従来の統制手続に加えて、内部統制に影響を与える統制環境をも把握・評価することが必要となったのである。すなわち、現代の財務諸表監査における内部統制の評価の範囲は、実質的に拡大したといえるのである。要するに、内部統制の評価は、統制活動などの評価だけではなく、統制環境という経営者自身にも目を向けた評価が重要視されるようになったのである。なぜなら、経営者が内部統制の整備・運用に対してどのような姿勢を持って望んでいるかによって、内部統制の有効性は左右されるからである。

このことは、監査人が内部統制に関して持たなければならない知識を増大させることになったのである⁹⁾。

(2) 内部統制の評価と重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬

すでに考察したように、従来の財務諸表監査では、経営者は誠実であるということが所与とされており、経営者不正はほとんど考慮されていなかった。したがって、従業員不正を適切に発見または防止できるかどうか、内部統制を評価する上での考慮事項だったのである。

ところで、現代の財務諸表監査においても、「財務諸表は、企業の財政状態および経営成績を適正に表示している」という適正性に関して意見を表明するという財務諸表監査の目的自体は変化していない。しかしながら、現代では、財務諸表監査を実施する過程で、重要な虚偽記載の存在を強く意識して監査を実施することが求められるようになっている。このことは、経営者によって設定された内部統制が、従業員不正を適切に発見または防止するということを批判なく仮定することはできないことを意味している。すなわち、監査人は、重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬のうち内部統制によって発見または防止されないものを自ら発見しなければならないのである。また、従来の財務諸表監査のように、「経営者は誠実である」と無批判に仮定することはできない。つまり、経営者不正に対応するために、統制手続だけでなく、統制環境へも評価範囲を拡張する必要がある。このことは、内部統制の評価が、それを設定し、その整備・運用状況に重大な影響を与える経営者の誠実性の評価にも及ぶことを意味している。このように、内部統制を評価することは、内部統制が重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬の可能性を有意に減少させているかどうかを

9) Temkin, Robert H. and Winters, Alan J. (1988), p.86.

判断するのに有用な情報を提供するものである。

(3)内部統制の評価と財務諸表監査

前章で考察したように、従来の財務諸表監査は、内部統制に全面的に依拠して試査を実施するものであった。つまり、内部統制は財務諸表監査を実施する際の前提事項であり、それに依拠できるかどうかという点から評価が求められていたのである。

これに対して、現代の財務諸表監査は、「原則として」試査によって実施するものとされており、理論的には試査によらない監査の実施が想定されている。すなわち、内部統制に全面的に依拠するというのではなく、依拠できる程度を評価した上で、その程度に応じた監査を実施するようになったのである。したがって、内部統制に全く依拠できないようなケースでは、理論上、精査によって監査を実施する可能性があると考えることができるのである。このことは、財務諸表監査のアプローチが変わったという意味で、その意義は大きいように思われる。

内部統制に依拠できる程度を評価することは、試査の範囲を決定する上で必要な情報を得ることである。依拠できる程度が高ければ試査の範囲を相対的に縮小でき、逆に依拠できる程度が低ければ試査の範囲を拡大し、より広範囲にわたって試査を実施する必要がある。このように、従来の内部統制の評価のように依拠できるかどうかという二者択一ではなく、どの程度が財務諸表監査の実施上最も有効かつ効率的であるかという点から、どの程度依拠できるか(逆にいえば、どの程度依拠できないか)によって試査の範囲を決定するというプロセスが示された点が、現代の財務諸表監査における内部統制の評価に関する一つの特徴といえるであろう。

また、監査計画を設定するに際して、内部統制の評価は重要な考慮事項であることに注意すべきであろう。なぜなら、内部統制の評価結果が監査計画の設定に影響を与えるからである。

現代の財務諸表監査では、内部統制が従業員不正をすべて適切に発見または防止するものであるとは考えていない。このため、監査人は、内部統制によって発見または防止されない重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬を自ら発見できるような監査を計画し、実施していかなければならないのである。このことは、監査計画を設定する際に、内部統制の評価結果を考慮し、その評価結果にもとづいて最も適切な監査手続を選択し、また、その手続の最も適切な実施時期を予定すべきことが要求されていることを意味している。内部統制に依拠できるかどうかだけでなく、どの程度それに依拠できるか(逆にいえば、どの程度依拠できないか)という点から評価されることによって、監査計画の設定にとって有用な情報が与えられるという点が重要といえるのである。

さらに、従来の内部統制の評価は、財務諸表監査の前提としての評価しか考えていなかったため、監査要点に関連づけた監査証拠を入手するということを意図していなかったように思われる。これに対して、現代の内部統制の評価は、取引記録および財務諸表項目に関連して設定される監査要点と把握した内部統制の状況とを関連づけ、監査要点ごとの内部統制に依拠できる程度を判定するために実施されるので、監査意見形成の基礎である監査証拠を入手することが可能になるのである。そして、監査人が、こうして入手された監査証拠を評価して、それが意見表明の対象である基本要証命題—「財務諸表は、企業の財政状態及び経営成績を適正に表示している」—を支持する証拠となりうると考える場合には、内部統制の評価から入手された監査証拠は基本要証命題を支える証拠となるのである。

以上、3つの観点から、現代の財務諸表監査における内部統制は、(1)財務諸表利用者の期待に応えるために、従来よりも評価の範囲を広く捉え、統制手続に加えて統制環境をも評価すること、(2)重要な虚偽記載の存在を強く意識して監

査を実施することが求められ、監査人自ら重要な虚偽記載を発見することを要求されるようになったこと、また統制環境へも評価範囲を拡張し、経営者不正への対応が考慮されていること、(3)内部統制の評価は、依拠できる程度を評価することであって、試査の範囲の決定にとっての重要な指標を与えることであり、評価次第では内部統制に依拠しない監査を想定していること、また、どの程度依拠できるか（逆にいえば、どの程度依拠できないか）という点から評価されることによって監査計画の設定にとって有用な情報を与えるものであり、監査要点ごとに依拠できる程度を判定し実施することが考えられていることから、内部統制を基本要証命題との関係において監査意見形成の基礎である監査証拠を入手すること、を念頭に置いた位置づけがなされている。

V 内部統制の評価と財務諸表監査の可能性

社会システムを担う財務諸表監査に対して、企業の不祥事は、社会の信頼を大きく揺るがせ不信感を募らせている。不正の問題に対処するために内部統制概念は変化を余儀なくされた。しかし、とくに「バブル経済崩壊後、わが国を代表する企業で起こった経営の不祥事は、公認会計士監査の有効性に対して、2つの意味での社会の不信感を引き起こした。1. 財務諸表の信頼性を保証するという固有の役割（情報監査¹⁰⁾）が果たされていなかったのではないか。2. 企業の内部統制の有効性や企業の継続的事業能力についての判断（実態監査的な側面）

が軽視ないし無視されていたのではないか。¹¹⁾」、という批判を引き起こしている。制度としての財務諸表監査は財務諸表利用者をはじめとする社会一般の信頼を回復する必要がある。その場合、不正の問題とくに内部統制の有効性についての監査人の判断（実態監査的な側面）に対する社会の不信感を取り除くためには、情報監査としての財務諸表監査に実態監査的要素が加味されることになる。またこれまでの財務諸表監査は、財務諸表の信頼性を保証するということに特化されていたので、不正の問題に対応できなかったのである。そう考えると、情報監査としての財務諸表監査に監査の源流である実態監査が加味されることになる。すなわち、財務諸表監査が基本的には財務諸表の信頼性を保証する「情報監査」でありながらも、絶えず不正の問題に悩まなければならないのは、不正は財産の保全管理の失敗に他ならず、その意味で「実態監査」との接点を必然的に有しているからである¹²⁾。とくに、内部統制は会計記録の正確性・信頼性を裏付けるものであり、それは財務諸表の背後にある判断や意思決定をする経営者らの行為を間接的に裏付けるものと考えられる。そして、不正の問題に起因する財産の保全管理責任の失敗は経営者の責任であり、その不正の問題に対処するために変化した現代の内部統制概念は、経営者の誠実性すなわち経営者の行為までもを監査人が考慮するという、いわば実態監査との接点を有していると考えられる。

内部統制とは、人間を主要な構成要素として

10) 情報監査とは、「立言（言明や陳述）の内容・根拠を証拠づけることによって、当該陳述が信頼できるものであるかどうか、あるいは妥当であるかどうかについて、意見を表明することを目的とする監査の態様である。」すなわち、監査上の主題である財務諸表に対して意見を表明し、財務諸表の信頼性を保証するのが情報監査である。（鳥羽至英（1995a），49頁。）

それに対して、実態監査とは、「シンボルとしての情報の背後にある行為（業務）の内容、根拠、か

かる行為が行われた状況等を調べることによって、当該行為が妥当なものであるか、法令をはじめとする各種規定（自律規定を含む）に準拠したものであるか、さらにはかかる行為が効率的になされていたかどうかについて、換言すれば、人間の行為や判断そのものの適否等について意見を表明することを目的とする監査の態様である。」すなわち、財務諸表の背後にある人間の行為の適否について判断するのが実態監査なのである。（鳥羽至英（1995a），50頁。）

11) 鳥羽至英（1998），124頁。

12) 鳥羽至英（1998），135-136頁。

おり、人間によって設定され、運用されている¹³⁾。そして、内部統制は人間に影響を与え、人間によって影響される。このような性格を有している内部統制を監査人が評価する際に、内部統制の人的側面の理解を重要視して、内部統制内の人間の行為に目を向けることが不可欠である。すなわち、監査人が、経営者の行為や従業員の行為に目を向けることである。そういう意味においても、内部統制の人的側面、すなわち人間行動の側面を重視した内部統制の評価がますます重要になるであろう¹⁴⁾。また、内部統制の評価方法として、「記録と記録の照合」を中心としたやり方だけではなく、記録の背後にある事実（記録に影響を与える人間の行為など）を確かめるという「記録と事実の照合」も行っていくことがより重要になってくる。なぜなら内部統制の評価を有効に実施するためには、記録の背後にある人間の行為などに対する評価が不可欠であるにも関わらず、「記録と記録の照合」を中心とした内部統制の評価方法では、実際には有効に機能していないのに、内部統制は有効に機能しているという誤った印象を持つ可能性があるために、被監査会社の内部統制の有効性を見誤ってしまうからである。

このように、社会一般の信頼を回復するためには、内部統制を評価する際に監査人は、経営者らの行為に目を向ける必要があるだろう。一方、内部統制概念の変化によって、監査人が内部統制を評価することは、経営者の誠実性を見ることにつながり、内部統制の構成要素を検討することは、経営者らの行為などを間接的に評価できると考えられる。このようなことは、実態監査との接点を有していると考えられる。

また監査人は、内部統制の整備・運用状況を把握し、検証しているので、内部統制全体が有効に機能しているかどうかを確かめることによ

って、そこから類推して経営者の誠実性を1つの側面として評価することもできる。なぜなら、内部統制を設定し、維持する責任は経営者にあり、経営者の姿勢が内部統制に反映されているからである。

このことより、監査人は情報監査としての財務諸表監査だけではなく、実態監査としての財務諸表監査に可能な限り踏み込んでいくことを意味していると考えられる。内部統制の評価は、財務諸表に影響を与える経営者らの行為という人間の行為そのものを対象としているのである。それは、財務情報利用者が、経営者や従業員による不正という行為について監査してほしいという、実態監査に対する要請に可能な限り応えているものと考えられる。このことは、情報監査である財務諸表監査の枠組みに実態監査を取り込むという方向を示したものと考えられることができる。

そして、内部統制の評価範囲が経営者の誠実性の評価を含んでいる統制環境まで拡大されたことにより、実態監査に多少なりとも踏み込んでいると考えられる。経営者の行為を検討する統制環境の評価だけでなく、その他の構成要素について理解する際に監査人が検討すべき事項は、経営者の行為の検討だけでなく、従業員の行為についての検討も含んでるのである。つまり、監査人が、経営者の行為と従業員の行為を検討していることから、実態監査的な側面での判断を多少なりとも行っているといえる。

そこで内部統制の評価は、情報監査と実態監査との融合を可能にすると考えられるのである。監査人は内部統制の評価をしている。このことは、監査人が情報監査としての財務諸表監査だけでなく、実態監査の要請に可能な限り応えていることを意味している。もちろん、財務諸表監査は基本的には情報監査であり、したがって、監査人による実態監査的な側面での判断から得られた結論をいかに情報監査に取り込んでいけるかが重要である。今後、情報監査の側からいかにして実態監査に対する要請に応える

13) Mautz, R.K. and Sharaf, Hussein A. (1961), p.141. 近沢弘治監訳 (1987), 187頁。

14) 詳しくは, Carmichael, D. R. (1970), pp.235-245を参照。

か、そして両者をいかに融合させるかを検討していかなければならないだろう¹⁵⁾。それにより、財務諸表利用者をはじめとする社会一般の期待や要請に応えることができると考えられる。

情報監査と実態監査を融合させる試みとして、アメリカの監査基準においては、監査人の十分な専門的知識による経営者の誠実性の評価だけでなく、監査委員会の機能の重視、経営者不正や企業の違法行為の分野における監査委員会との協調、内部統制の状況についての監査委員会への報告等は、アメリカの監査基準書の構想する財務諸表監査が情報監査でありながら、実態監査的要請に可能な限り応えていこうという方向に進みつつあることを示しているのである¹⁶⁾。しかしながら、実態監査は、行為の評価だけでなく、人間そのものの人格の評価になってしまうこと、情報監査である財務諸表監査のように、社会的に受け入れられる明確な基準を設けることができないことによって、実際に監査人が有効に実施し、それに対して意見を表明することは難しいと考えられている¹⁷⁾。人間の行為は、経済的事象・法的事象・政治的事象・倫理的事象などの様々な事象を含んだ集合なのである。情報監査である財務諸表監査は、経済的事象にだけ焦点を当てることによって、明確な基準を設定できているのである。一方、行為の監査である実態監査は明確な基準を設定することは困難である。したがって、情報監査と実態監査とでの監査人のメッセージはおのずと違ってくるのである。すなわち、情報監査は、監査上の主題が財務諸表であり、財務諸表の信頼性の保証という監査意見が強調される。それに対して実態監査は、監査上の主題が人間の行為であり、財務諸表の背後にある行為などの事実の発見が強調され、どのような監査を実施しど

れぐらいの時間をかけたかなどが重要となる。

ただし、財務諸表に影響を与える経営者の行為や財務諸表作成に関わる従業員の行為を検討することは、財務諸表に含まれる潜在的かつ重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬の可能性を発見または防止することにつながると思われる。実態監査によって明らかにされた事実が財務諸表に重要な影響を及ぼしているかどうか（重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬）を考慮して、監査意見に反映させることは、実態監査的要素を加味するものと思われる。そのことは、経営者の誠実性をはじめ、経営者や従業員による不正という行為について監査してほしいという財務諸表利用者の期待に、可能な限り応えていると考えてよいであろう。これは、財務諸表利用者の監査人に対する期待と財務諸表監査の役割に対する監査人の認識との「期待ギャップ」解消の一側面に貢献するものと考えられる。したがって、情報監査である財務諸表監査に実態監査的要素を加味するという方向がとられるだろう。

しかしながら、情報監査としての財務諸表監査に、重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬以外の不正・誤謬を監査意見に反映することは、現時点ではできないのである。実態監査の免責領域の判定基準として、会計上の「重要性基準」を採用することは不適切であるからである¹⁸⁾。そう考えると、実態監査的要素が加味されていると思われる現代の内部統制概念のもとでの評価において、監査人の役割として、経営者らが犯している不正・誤謬を一方的に発見するというよりは、助言・指導を行うことのほうが監査人の内部統制の評価において重要であるように考えられる。すなわち、重要な内部統制の欠陥や不正・誤謬が生じる可能性が存在している事実を経営者らに指摘し、このような問題点が解決され、経営者の誠実性が全うされるようにするのである。内部統制の評価における監査人の

15) 山浦久司 (1993a), 91頁。

16) 鳥羽至英 (1995b), 153頁。

17) 詳しくは、鳥羽至英 (1995c) を参照。

18) 鳥羽至英 (1995c), 68頁。

役割として、指導的機能¹⁹⁾が重要性を帯びてくると考えられる。ただし、監査人による助言・指導にもかかわらず、経営者らが改善を講じないという状況になれば、何らかの形で報告する必要があるだろう。今後、監査人の報告のあり方が検討されるべきである。

以上のことから、不正の問題に対処するために変化した現代の財務諸表監査における内部統制は、経営者らの行為の誠実性までも監査人が考慮するという、いわば監査の源流である実態監査との接点を有していると考えられる。また、財務諸表は会計システムに基づいて作成されるものであり、会計システムは財産の保全管理責任や会計責任を履行する上で不可欠なものである。そして、会計システムが正しく機能することを保証するのが内部統制なのである。したがって、内部統制の有効性についての監査人の評価は、財産の保全管理責任と会計責任の遂行を確かめるという実態監査的な側面での判断を含んでいる。内部統制の有効性についての評価（実態監査的な側面）は、情報監査としての財務諸表監査において避けて通ることのできない判断である。

Ⅵ むすびにかえて

財務諸表利用者をはじめとする社会一般の期待・要請である不正の問題によって、財務諸表監査における内部統制の位置づけは変化したのである。つまり、不正の問題に対処するために変化した現代の財務諸表監査における内部統制

は、経営者不正に対処できるように評価範囲は拡大され、重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬の可能性を有効に減少させているかどうかという点で監査を実施するように変化している。また内部統制は、会計記録の正確性・信頼性を裏付け、また、経営者らの行為の誠実性までも監査人が考慮するという、いわば実態監査との接点を有している。そして本来、監査は記録と記録の照合と記録と事実の照合の2つの要因が不可欠であるとする、記録と記録の照合に加えて、内部統制の有効性についての監査人の評価は、記録の背後にある事実（記録に影響を与える人間の行為など）を確かめるという記録と事実の照合を行っている。したがって、情報監査のもとで軽視されてきた記録と事実の照合と記録と記録の照合という本来監査にとって不可欠な要因を内包しているのである。

さらに、財務諸表は会計システムに基づいて作成されるものであり、会計システムは財産の保全管理責任や会計責任を履行する上で不可欠なものである。そして、会計システムが正しく機能することを保証するのが内部統制なのである。したがって、内部統制の有効性についての監査人の評価は、財産の保全管理責任と会計責任の遂行を確かめるという実態監査的な側面での判断を含んでいる。すなわち、情報監査としての財務諸表監査は、実態監査との接点を潜在的に有していたのである。

歴史的には、不正の問題は監査の源流であり、財務諸表監査とは不可分な関係である。財務諸表監査における監査人の役割を、財務諸表の信頼性の保証すなわち情報の質の保証であるという側面からのみ捉えるのではなく、監査の本来もっている不正・誤謬の発見および防止も含んでいると考えなければならない。そして、重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬がないことの保証が監査人の最も重要な社会的役割であるならば、内部統制の有効性についての監査人の評価（実態監査的な側面）は、避けて通ることのできない監査人の本来果たすべき役割なの

19) 指導的機能とは、財務諸表に対して「無限定適正意見」を表明できるように、監査の実施過程で発見した重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬や内部統制の欠陥等を被監査会社に知らせ、改善するように助言・指導することである。それに対して批判的機能とは、財務諸表の背後にある会計システムや会計記録などを批判的に調査・検討し、その結果、意見表明を行うものである。監査人は、批判的機能とともに、指導的機能を行いながら監査意見を形成していくのである。

である。

(謝辞) 本稿の執筆にあたっては、北海道大学経済学部 蟹江章先生の御指導を賜りました。深く感謝申し上げます。また、同学部早川豊先生ならびに吉見宏先生からは、日頃から多くの貴重な御助言を頂いています。あわせて厚く御礼申し上げます。

参考文献

- AICPA Auditing Standards Board, Statement on Auditing Standard No.47, "Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit" (New York, 1983).
- AICPA Auditing Standards Board, Statement on Auditing Standard No.53, "The Auditor's Responsibility to Detect and Report Errors and Irregularities" (New York, 1988).
- AICPA Auditing Standards Board, Statement on Auditing Standard No.54, "Illegal Acts By Clients" (New York, 1988).
- AICPA Auditing Standards Board, Statement on Auditing Standard No.55, "Consideration of Internal Control in a Financial Statement Audit" (New York, 1988).
- AICPA Auditing Standards Board, Statement on Auditing Standard No.78, "Consideration of Internal Control in a Financial Statement Audit: An Amendment to SAS No.55" (New York, 1995).
- AICPA Auditing Standards Board, Statement on Auditing Standard No.82, "Consideration of Fraud in a Financial Statement Auditing" (New York, 1997).
- American Accounting Association, A Statement of Basic Auditing Concepts, 1973. (鳥羽至英 「基礎的監査概念に関する報告書」『専修大学商学論集』第30号, 1980年, 99-134頁: 31号, 1981年, 217-292頁。)
- Carmichael, D. R., "Behavioral Hypotheses of Internal Control," *The Accounting Review* April 1970, pp.235-245.
- Frazier, David R. and Spradling, L. Scott, "The New SAS No.78", *The CPA Journal*, May 1996, pp.40-45.
- Guy, Dan M. and Sullivan, Jerry D., "The Expectation Gap Auditing Standards," *The Journal of Accountancy*, April 1988, pp.36-46.
- Manicino, Jane, "The Auditor and Fraud", *The Journal of Accountancy*, April 1997, pp.32-36.
- Mautz, R. K. and Sharaf, Hussein A., *The Philosophy of Auditing*, American Accounting Association, 1961. (近沢弘治監訳 関西監査研究会訳 マウツ&シャラフ『監査理論の構造』中央経済社, 1987年。)
- O'Reilly, V. M., Hirsch, M.B., Defiesse, P.L. and Jaenicke, H.R., *Montgomery's Auditing*, 10th Edit., John Wiley & Sons (New York, 1985). (中央監査法人訳, 『モントゴメリーの監査論』, 中央経済社, 1993年。)
- Temkin, Robert H. and Winters, Alan J., "SAS No. 55: The Auditor's New Responsibility for Internal Control," *The Journal of Accountancy*, May 1988, pp.86-98.
- The Commission on Auditors' Responsibilities, *Report, Conclusions, and Recommendations*, 1978. (鳥羽至英訳 『財務諸表監査の基本的枠組み』白桃書房 1990年。)
- The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, "Internal Control-Integrated Framework", Framework, September 1992. (鳥羽至英・八田進二・高田敏文共訳 『内部統制の統合的枠組み—理論編—』白桃書房, 1997年。)
- The National Commission on Fraudulent Financial Reporting, *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*, 1987. (鳥羽至英, 八田進二訳 『トレッドウェイ委員会報告書, 不正な財務報告—結論と勧告』白桃書房, 1991年。)
- アメリカ公認会計士協会監査基準委員会 (国際委員会訳) 「監査基準第43号—監査基準に関する種々の基準書—」『JICPA NEWS』No. 334, NOV, 1983, 41-45頁。

- アメリカ公認会計士協会, 鳥羽至英訳 『財務諸表監査と実態監査の融合』白桃書房 1991年。
- 石原俊彦 『監査意見形成の基礎』, 中央経済社, 1995年。
- 河合秀敏 『監査理論の基礎』同文館, 1967年。
- 『財務諸表監査論』同文館, 1970年。
- 「アメリカ監査の変革—内部統制構造と監査リスク—」『会計』第138巻第8号, 1990年, 55-65頁。
- 「重要な虚偽記載の監査と監査人の責任」『会計』第142巻第2号, 1992年, 1-11頁。
- 「重要な虚偽記載の監査の目的とリスクアプローチの構造」『会計』第143巻第3号, 1993年, 26-36頁。
- 小西一正 『内部統制の理論』中央経済社 1996年。
- 高井美智明 「財務諸表監査における内部統制概念の変容の意義—財務諸表監査の構造変化—」『社会科学論集』(茨城大学人文学部)第23号, 1990年, 1-19頁。
- 近沢弘治 『会計士監査の基礎理論』森山書店 1961年。
- 千代田邦夫 『アメリカ監査論 [第2版]』中央経済社, 1998年。
- 鳥羽至英 『監査証拠論』国元書店, 1983年。
- 「監査理論モデルの形成—2つの考え方—」『会計』第139巻第3号, 1991年, 45-63頁。
- 「実態監査理論序説—「業務」概念との訣別—」『JICPAジャーナル』No. 485, 1995年 a, 46-51頁。
- 『監査基準の基礎 [第2版]』白桃書房 1995年 b。
- 「実態監査理論序説—実態監査の理論的構造—」『会計』第148巻第6号, 1995年 c, 62-73頁。
- 「市場経済における公認会計士の役割—改革のための1つの展望—」伊藤邦夫・上村達男編著『企業会計別冊金融ビックバン—会計と法—』中央経済社, 1998年, 124-141頁。
- 内藤文雄 『監査判断形成論』中央経済社 1995年。
- 「リスク・アプローチにおける監査判断形成の特徴と限界」『会計』第148巻第6号, 1995年, 74-92頁。
- 森 實 『リスク指向監査論』税務経理協会 1992年。
- 「内部統制の人的側面について」『税経セミナー』1996年9月, 4-10頁。
- 「企業倫理の内部統制化について」『産業経理』vol.57, No. 1 1997年, 2-11頁。
- 山浦久司 「財務諸表監査と内部統制組織」産業経理 1976年10月号 76-85頁。
- 「実態監査をめぐる国際的動向と日本の対応 (1)」『経済研究』(千葉大学)第8巻第4号, 1994年 a, 1-12頁。
- 「実態監査をめぐる国際的動向と日本の対応 (2)」『経済研究』(千葉大学)第9巻第1号, 1994年 b, 21-63頁。
- 「実態監査：わが国監査基準の最重要課題」『JICPAジャーナル』No. 469, 1994年 c, 59-64頁。
- 「独立監査と内部統制—出会いと技術体系への取り込み—」『会計』第148巻第3号, 1995年, 1-12頁。